

監査の結果に係る措置通知書

監 査 対 象 部 局	危機管理部
監 査 の 種 類	令和6年度 定期監査（6 監第31号 令和6年7月9日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和6年10月4日

指摘一覧		措置通知日
是正改善を要する事項		
1 支出事務 補助金の交付事務において、補助対象でない組織に対し交付決定を行っていた例が認められた。		令和6年 10月4日
2 契約事務 契約事務において、契約の締結に係る専決がなされていない例が認められた。		令和6年 10月4日

是正改善を要する事項	措置した内容等
1 支出事務 補助金の交付事務において、補助対象でない組織に対し交付決定を行っていた例が認められた。 ※ いわき市自主防災組織資材補助金は、市自主防災組織の結成促進及び育成指導に関する要綱第10条第1項第1号において、「自主防災組織がその結成時に資材の備蓄を行う場合」を対象としているが、補助対象ではない既存の組織に適用し、交付決定を行っていた。 (災害対策課)	〔指摘事項が発生した原因〕 本案件の対象団体（玉川町自主防災会）は昭和58年に結成された組織であり、要綱第10条第1項第1号には該当しないにもかかわらず、課内協議（課長決裁）により、同号を適用させ補助を行ってしまったためです。 〔是正措置を講じた内容〕 市の事務処理が原因で是正を要する事案であり、申請者は、市補助金等交付規則第15条に規定する補助金交付決定の取消し要件に該当せず、同規則第16条の補助金等の返還も生じないことから、是正措置を講じることはありません。 〔改善措置を講じた内容〕 今後同様の案件等が発生した場合には、申請理由が当該要綱第1条の趣旨である「自主防災組織の育成」に該当する組織活動等にあたると判断できる場合、同要綱第10条第1項第3号「その他市長が特に必要と認める場合」の規定を適用し、個別に市長決裁を得ることで、適切に処理するよう対応します。 また、「その他市長が特に必要と認める場合」の考え方については、年度内に内規で規定します。

是正改善を要する事項	措置した内容等
2 契約事務 契約事務において、契約の締結に係る専決がなされていない例が認められた。 ※ 屋外子局（No.33、49）鋼管柱塗装修繕の契約事務においては、その契約額が500万円未満であることから、契約の締結について課長の専決事項となっているが、専決がなされていなかった。【類例1件あり】 （災害対策課）	〔指摘事項が発生した原因〕 複数の契約締結伺を同時に決裁する過程で押印漏れが生じたものです。 専決者・起案者共に決裁欄の押印確認が不十分であったものです。 〔是正措置を講じた内容〕 専決者の押印漏れであったことを当該専決者へ確認し、契約締結伺へ押印を行いました。 〔改善措置を講じた内容〕 押印決裁文書の場合は、専決者による押印（専決）後、文書取扱責任者が押印漏れ等の不備を確認し、確認後は専決者に報告のうえ起案者へ返却することで再発を防止することとしました。

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	観光文化スポーツ部
監査の種類	令和6年度 定期監査（6監第31号 令和6年7月9日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和6年9月30日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 収入事務（その1） 収入事務において、督促が行われていない例が認められた。	令和6年 9月30日
2 収入事務（その2） 収入事務において、納入通知書を納期限後に送付していた例が認められた。	令和6年 9月30日
3 収入事務（その3） 収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。	令和6年 9月30日
4 契約事務 プロポーザル方式による業務受託候補者の選定事務において、市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに定める必要な手続きがとられていない例が認められた。	令和6年 9月30日
5 財産管理事務 郵便切手の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。	令和6年 9月30日
意見又は要望とする事項	
収入事務（公共施設の使用料における「団体」の適用について）	令和6年 9月30日

是正改善を要する事項	措置した内容等
2 収入事務（その2） 収入事務において、納入通知書を納期限後に送付していた例が認められた。 ※ 令和5年度分の体育施設電柱設置等使用料（使用期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）については、定期的収入に該当することから、その納入通知書は、市財務規則第47条第1号の規定により、納期限（令和5年5月1日）の7日以前（同年4月24日まで）に発しななければならないが、納期限を大幅に経過した同年10月23日に送付していた。【類例6件あり】 （スポーツ振興課） 3 収入事務（その3） 収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。 ※ 芸術文化交流館使用料として令和5年4月5日（水）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月6日（木）までに払い込まなければならないが、同月7日（金）に払い込まれていた。【類例1件あり】 （いわき芸術文化交流館）	督促期限欄の追加及び複数人によるチェック体制を構築したことにより、督促の期限経過を防止し、市債権管理条例及び同施行規則に基づく、適切な事務執行に努めます。 〔指摘事項が発生した原因〕 送付すべき納入通知書について、課内での確認漏れにより送付されていなかったものです。 〔是正措置を講じた内容〕 納入通知書発送漏れの状況が発覚した10月23日に送付したことから、是正措置を講じることができないものです。 〔改善措置を講じた内容〕 毎年度当初に送付する体育施設電柱設置等使用料について、本年9月に各年度分の一覧表を作成しました。 毎年度当初の納入通知書発说起案の際に、一覧表を添付し、課内決裁において確認することにより、遺漏のないよう適切な事務を進めてまいります。 〔指摘事項が発生した原因〕 連続使用に係る使用料全額を最終日に一括納入したことにより、指定金融機関等への払い込みが遅延したものです。 〔是正措置を講じた内容〕 既に指定金融機関への振込みが済んでいるため、是正措置を講じることができないものです。 〔改善措置を講じた内容〕 今後の払込み遅延を防止するため、現金管理及び払込み状況を確認する体制を構築しました。 ○改善時期：令和6年5月から実施 ○改善内容：領収証書の記載例見本（書込可）を作成し、勤務時間終了後に翌日の払込期日を入

是正改善を要する事項	措置した内容等
4 契約事務 プロポーザル方式による業務受託候補者の選定事務において、市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに定める必要な手続きがとられていない例が認められた。 ※ プロポーザル方式の実施において、市入札参加有資格者名簿に登録されていない者を参加させようとする場合は、市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン第7条第3項に規定する書類を提出させ、所管課において審査を行った上で、参加の可否を判断することとされている。 いわきの魅力レベルアップ！いわきツーリズム拡大事業業務委託に係る公募型プロポーザルの実施においては、市入札参加有資格者名簿に登録されていない参加申込者について、暴力団等排除措置対象者照会に係る同意書を提出させていたものの、審査の過程において警察に対し暴力団等の該当性情報の照会を行わないまま、参加資格を有するものと認め、プロポーザル方式による受託候補者選定に参加させていた。 (観光振興課)	れ、翌朝の朝礼時に払込み内容の周知を図ることとしました。業務マニュアルに連日使用の払込みに係る取扱い一文を追加しました。 〔指摘事項が発生した原因〕 契約課で作成している「契約等からの暴力団等の排除にあたっての事務処理に関するQ&A」において、警察への暴力団等の該当性情報の照会については、起工兼入札執行何の前に行うことと記載されていたことから、プロポーザル審査後に市入札参加有資格者名簿に登録されていない者が最優秀提案者に選定された場合は照会する予定でしたが、結果として選定されなかったため、照会を行わなかったものです。 〔是正措置を講じた内容〕 昨年度中に契約し事業を終了していることから、是正措置を講じることができないものです。 〔改善措置を講じた内容〕 市入札参加有資格者名簿に登録されていない者を参加させようとする場合には、速やかに警察への暴力団等の該当性情報の照会（※）を行うこととします。 ※参加資格審査結果を通知する日（参加申込期間の最終日から5日以内）までに回答がない場合を想定し、参加資格審査結果通知文に「本通知後にプロポーザル実施要領における欠格事項に該当することが判明した場合には、参加資格を取消すものとする」という文言を追加し、取消しの可能性がある旨、分かりやすく伝えることとします。
5 財産管理事務 郵便切手の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。 ※ 郵便切手等については、市文書等管理規	〔指摘事項が発生した原因〕 郵便はがきを購入後、郵便切手等管理簿の記載を失念したものです。 〔是正措置を講じた内容〕

是正改善を要する事項	措置した内容等
程第48条第4項の規定に基づき郵便切手等管理簿によりその受払いの状況を明らかにしておかなければならないが、監査実施時点（令和6年4月24日）において、郵便切手等管理簿が整理されておらず、郵便はがきの現物と郵便切手等管理簿が一致していなかった。 （文化交流課）	郵便切手等管理簿に郵便はがき（63円）の欄が無かったことから、当該欄を設けるとともに、郵便はがきの現物と郵便切手等管理簿とを一致させたところです。 〔改善措置を講じた内容〕 毎月末に、庶務担当職員と係長等、複数人で郵便切手やはがき等の現物と郵便切手等管理簿が一致していることについて確認し、確認後、実施日及び確認者を明記する対策を講じたところです。

意見又は要望とする事項	措置した内容
収入事務（公共施設の使用料における「団体」の適用について） 市立草野心平記念文学館及び市暮らしの伝承郷の観覧料については、市草野心平記念館条例（以下「記念館条例」という。）第6条及び別表並びに市暮らしの伝承郷条例（以下「伝承郷条例」という。）第8条第3項及び別表第2において、区分ごとに「個人」又は「団体」の別により規定されており、「団体」は「個人」に比べて低額となっている。また、別表備考に「団体」とは20人以上をいうことが規定されている。 これらの施設の指定管理者が徴収し、市へ収納された令和5年4月分及び5月分の観覧料のうち、観覧者数が20人に満たないにもかかわらず、市と市内事業者との間で平成31年4月19日に締結された地域活性化包括連携協定に定める連携事項「I Cカードの活用に関すること」に基づき、当該事業者の店舗において利用することができるI Cカードを提示した観覧者に対して「団体」の観覧料を適用していた事例が認められた。 この取扱いについては、これらの施設の指定管理者に対し、令和元年7月4日付で4施設（草野心平記念文学館、暮らしの伝承郷、アンモナイトセンター、勿来関文学歴史館）を対象とする通知文が発出されているものの、市としての検討の経過や意思決定行為を確認することはできなかった。 なお、上記のほか、市アンモナイトセンターのホームページにおいては、特定の一般社団法人の会員証を提示した観覧者に対しても、「団体」の観覧料を適用することが周知されている事例も見受けられている。 公共施設の利用に係る使用料は、地方自治法第228条において、条例で定めなければならないことが規定されており、条例においては、使用料の金額やその算定について、具体	当部における観覧施設のうち、観光振興課所管2施設、文化交流課所管2施設、文化財課所管2施設の合計6施設において、同時に観覧する人数が20人に達していない場合においても、特定の団体等に属する観覧者に対し、「団体」の観覧料を適用している状況にあることを確認したところです。 当該取扱いにつきましては、適用開始時、施設所管課において「団体」の適用に関する意思決定を行っていたと聞き及んでおりますが、文書保存年限の関係により、意思決定起案を確認できない状況となっております。また、当該取扱いの周知につきましても、各施設の裁量に委ねており、観覧者に対する公平性が確保されていない状況となっていることを併せて確認しました。 このことから、総務部と協議の上、今般、各条例で規定する「団体」の範囲を明確にするため、「いわき市観覧施設の観覧（入館）料における「団体」の適用に係る取扱い方針」を定めるとともに、「団体」の観覧料を適用する「特定の団体」の要件に関し、必要な事項を定めるため、新たに「いわき市観覧施設の観覧（入館）料において団体を適用する特定の要件に該当する団体の基準」を策定いたしました。 今後、適用団体を追加する際には、当該取扱い方針及び団体の基準に基づき、市長の意思決定を受け対応することといたします。 また、これまで一部施設において適用していた団体のうち、イオンカード、J A F及びファミたんカードについては、施設間の公平性の観点から、令和7年度当初から全観覧施設で「団体」の観覧料を適用する事務処理を進めるなど、当該取扱いの整理を図ってまいります。 加えて、観覧者に対する公平性の確保及びサービスの向上をはじめ、観覧料の増収を図るため、「団体」の観覧料が適用となる特定の団体に

意見又は要望とする事項	措置した内容
的に規定する必要がある。 このことから、記念館条例別表及び伝承郷条例別表第2に規定する「団体」は、一般に、同時に観覧する人数を指すものと解されるが、観覧者数が20人に達していないにもかかわらず、特定の要件に該当する団体に属する観覧者に対し、「団体」の観覧料を適用することについて、部所管の公共施設における同様の事例を調査し、改めて各条例に規定する「団体」の定義や解釈を整理するなど、その根拠を明らかとすべきである。その上で、適用基準の策定や条例の改正、当該取扱いの見直しなど、必要な対応を講じられたい。また、公式ホームページにおいて、当該取扱いを明示していない施設も見受けられることから、観覧者に対する公平性の確保及びサービス向上のため、当該取扱いの周知について検討されるよう望むものである。 (文化交流課、文化財課)	ついて、各施設のホームページにおいて明示するとともに、各施設の受付付近においても明示するなど、当該取扱いの周知に努めることといたします。